

「第 11 次鳥獣保護管理事業計画書(変更)」(新旧対照表案)

項目	新	旧
第一	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題
第一 1 (p. 1)	<p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあり、このような種は個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な保護管理が必要となっている。</p> <p>鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。また、鳥獣の適切な保護管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成 22 年に開催された生物の多様性に関する条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成を図り、人と鳥獣との共生を目指すものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、生活環境、農林水産業及び生態系に多大なる被害を及ぼしている種もあり、このような種は個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な保護管理が必要となっている。</p> <p>鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえる必要がある。また、鳥獣の適切な保護管理の実施や鳥獣保護区等の設置により、平成 22 年に開催された生物の多様性に関する条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標である生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成を図り、人と鳥獣との共生を目指すものとする。</p> <p>(略)</p>
第一 2 (p. 1)	<p>2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>環境省が作成したレッドリスト（以下「国レッドリスト」という。）において絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣であり、「鳥獣の保</p>	<p>2 鳥獣の区分と保護管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>環境省が作成したレッドリスト（以下「国レッドリスト」という。）において絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣であり、「鳥獣の保</p>

項目	新	旧
(p. 2)	<p>護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。) 第2条第4項に基づき定めるものとする。また「レッドデータブックあいち動物編(平成21年度)」に掲載されている県が作成したレッドリスト(以下「県レッドリスト」という。)において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当するものも希少鳥獣とする(「レッドデータブックあいち動物編」が改訂された場合は、改訂後のレッドリストによるものとする)。</p> <p>(略)</p> <p>② 保護及び管理の考え方</p> <p>(略)</p>	<p>護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「法」という。) 第7条第5項に基づき定めるものとする。また「レッドデータブックあいち動物編(平成21年度)」に掲載されている県が作成したレッドリスト(以下「県レッドリスト」という。)において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当するものも希少鳥獣とする(「レッドデータブックあいち動物編」が改訂された場合は、改訂後のレッドリストによるものとする)。</p> <p>(略)</p> <p>② 保護管理の考え方</p> <p>(略)</p>
第一2 (p. 2)	<p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>法第2条第7項に基づき「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)第3条により定められている鳥獣とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2表「鳥類」の欄</p> <p>カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ、キジ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、</p>	<p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>法第2条第3項に基づき「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)第3条により定められている鳥獣とする。</p> <p>(略)</p> <p>第2表「鳥類」の欄</p> <p>カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ウズラ、ヤマドリ、キジ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、</p>

項目	新	旧
	<p>ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ</p> <p>② 保護及び管理の考え方 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。イノシシ、ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を作成し、地域個体群の存続を図りつつ、被害防止を図るものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、外来鳥獣としての管理を実施するものとする。 	<p>ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ</p> <p>② 保護管理の考え方 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。イノシシ、ニホンジカについて特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を作成し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> アライグマ、ヌートリアは狩猟鳥獣であるが、外来鳥獣でもあるため、外来鳥獣としての保護管理を実施するものとする。
<p>第一2 (p.3)</p>	<p>(4) 指定管理鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、特定計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣とする。</p>	

項目	新	旧
(p. 4)	<p>② 管理の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の有害鳥獣捕獲においては、捕獲数や捕獲の期間等は、「被害を防ぐための必要最小限」とすることを基本としていたが、指定管理鳥獣の管理にあたっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、可能な限り捕獲等を推進することを念頭に置いて対応するよう留意するものとする。 ・県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、特定計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。 ・指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息域等に関する調査や個体数推定等を実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。 ・市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係主体が広域的及び地域的に連携するよう配慮する。 	
第一2 (p. 4)	<p>(5) 一般鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 一般鳥獣</p> <p>① 対象種</p> <p>希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。</p> <p>(略)</p>

項目	新	旧
	② 保護及び管理の考え方 (略)	② 保護管理の考え方 (略)
第二 (p. 4)	第二 鳥獣保護管理事業計画の計画期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。 <u>(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 46 号)の施行の日(平成 27 年 5 月 29 日)において変更し、第 11 次鳥獣保護管理事業計画とする。)</u>	第二 鳥獣保護事業計画の計画期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
第三 1 (p. 4)	(1) 方針 ① 指定に関する中長期的な方針 (略) 本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し 10 年間とする。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68 箇所・ <u>26,135</u> ha (この内、1 箇所 770ha は国指定の鳥獣保護区)であり、県土面積の約 5% となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図るものとする。 (略)	(1) 方針 ① 指定に関する中長期的な方針 (略) 本計画期間内に期間満了となる鳥獣保護区については、引き続き保護を図るため、原則として期間更新を行うものとし、その指定期間は自然環境、社会環境並びに利害関係人等の意向が変化することを考慮し 10 年間とする。これにより、本計画期間末における鳥獣保護区は、68 箇所・ <u>26,325</u> ha (この内、1 箇所 770ha は国指定の鳥獣保護区)であり、県土面積の約 5% となる。これらを適切に管理運営することにより、鳥獣の保護を図るものとする。 (略)
(p. 5)	②指定区分ごとの方針 各保護区は、「鳥獣の保護及び管理」を図るための事業を実施するための	②指定区分ごとの方針 各保護区は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な

項目	新	旧																		
(p. 6)	<p>基本的な指針」(環境省)の各要件に基づき設定する。</p> <p>ア 森林鳥獣生息地の保護区 (略)</p> <p>本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において20箇所・12,086haとなっている。このうち残計画期間内に期間満了を迎える3箇所・2,801haについては期間更新を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ 身近な鳥獣生息地の保護区 (略)</p> <p>本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は現時点において41箇所・5,234haとなっており、このうち残計画期間内に期間満了を迎える7箇所・1,300haについては、期間更新を行う。</p>	<p>指針」(環境省)の各要件に基づき設定する。</p> <p>ア 森林鳥獣生息地の保護区 (略)</p> <p>本県における「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況は、現時点において20箇所・12,376haとなっている。このうち計画期間内に期間満了を迎える10箇所・7,621haについては期間更新を行う。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>キ 身近な鳥獣生息地の保護区 (略)</p> <p>本県における「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況は現時点において41箇所・5,234haとなっており、このうち計画期間内に期間満了を迎える15箇所・2,454haについては、期間更新を行う。</p>																		
第三1 (p. 7)	<p>(2) 鳥獣保護区の指定等計画(県指定分)</p> <p>第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分①の「25」及び「計(D)」の欄</p> <table border="1" data-bbox="302 1157 698 1324"> <tr> <td></td> <td>25</td> <td>計(D)</td> </tr> <tr> <td>箇所</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>290</td> <td>290</td> </tr> </table>		25	計(D)	箇所	2	2	面積	290	290	<p>(2) 鳥獣保護区の指定等計画(県指定分)</p> <p>第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」区分①の「25」及び「計(D)」の欄</p> <table border="1" data-bbox="1205 1157 1601 1324"> <tr> <td></td> <td>25</td> <td>計(D)</td> </tr> <tr> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		25	計(D)	箇所			面積		
	25	計(D)																		
箇所	2	2																		
面積	290	290																		
	25	計(D)																		
箇所																				
面積																				

項目	新	旧																		
	<p>第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分計の「25」及び「計(D)」の欄</p> <table border="1" data-bbox="302 352 698 520"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>計(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>290</td> <td>290</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表「計画期間中の増△減」の区分①の「面積」の欄 △290</p> <p>第3表「計画期間中の増△減」の区分計の「面積」の欄 △290</p> <p>第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分①の「面積」の欄 12,086</p> <p>第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分計の「面積」の欄 25,265</p> <p>① (略)</p>		25	計(D)	箇所	2	2	面積	290	290	<p>第3表「本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区」の区分計の「25」及び「計(D)」の欄</p> <table border="1" data-bbox="1205 352 1601 520"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>計(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表「計画期間中の増△減」の区分①の「面積」の欄</p> <p>第3表「計画期間中の増△減」の区分計の「面積」の欄</p> <p>第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分①の「面積」の欄 12,376</p> <p>第3表「計画終了時の鳥獣保護区」の区分計の「面積」の欄 25,555</p> <p>① (略)</p>		25	計(D)	箇所			面積		
	25	計(D)																		
箇所	2	2																		
面積	290	290																		
	25	計(D)																		
箇所																				
面積																				

項目	新	旧																								
(p. 8)	<p>② 既指定鳥獣保護区の変更計画</p> <p>第4表「平成25年度」の大平田鳥獣保護区及び伊勢神高原鳥獣保護区の「指定面積の異動」の「異動面積」及び「異動後の面積」並びに「計」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣保護区名</th> <th>異動面積</th> <th>異動後の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大平田</td> <td>△78ha</td> <td>140ha</td> </tr> <tr> <td>伊勢神高原</td> <td>△212ha</td> <td>108ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>△290ha</td> <td>2,047ha</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣保護区名	異動面積	異動後の面積	大平田	△78ha	140ha	伊勢神高原	△212ha	108ha	計	△290ha	2,047ha	<p>② 既指定鳥獣保護区の変更計画</p> <p>第4表「平成25年度」の大平田鳥獣保護区及び伊勢神高原鳥獣保護区の「指定面積の異動」の「異動面積」及び「異動後の面積」並びに「計」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣保護区名</th> <th>異動面積</th> <th>異動後の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大平田</td> <td>0ha</td> <td>218ha</td> </tr> <tr> <td>伊勢神高原</td> <td>0ha</td> <td>320ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0ha</td> <td>2,337ha</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣保護区名	異動面積	異動後の面積	大平田	0ha	218ha	伊勢神高原	0ha	320ha	計	0ha	2,337ha
鳥獣保護区名	異動面積	異動後の面積																								
大平田	△78ha	140ha																								
伊勢神高原	△212ha	108ha																								
計	△290ha	2,047ha																								
鳥獣保護区名	異動面積	異動後の面積																								
大平田	0ha	218ha																								
伊勢神高原	0ha	320ha																								
計	0ha	2,337ha																								
(p. 9)	<p>第4表「平成26年度」の「鳥獣保護区名」の欄</p> <p>額田西部</p> <p>第4表「合計」の「異動面積」及び「異動後の面積」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異動面積</th> <th>異動後の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△290ha</td> <td>10,332ha</td> </tr> </tbody> </table>	異動面積	異動後の面積	△290ha	10,332ha	<p>第4表「平成26年度」の「鳥獣保護区名」の欄</p> <p>額田中学校</p> <p>第4表「合計」の「異動面積」及び「異動後の面積」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異動面積</th> <th>異動後の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0ha</td> <td>10,622ha</td> </tr> </tbody> </table>	異動面積	異動後の面積	0ha	10,622ha																
異動面積	異動後の面積																									
△290ha	10,332ha																									
異動面積	異動後の面積																									
0ha	10,622ha																									

項目	新	旧																																																								
第三3 (p. 12)	<p>(2) 特例給料区指定計画 第7表「平成25年度」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>特例休猟区 指定所在地</th> <th>特例休猟 区名称</th> <th>指定 面積</th> <th>指定期間</th> <th>特定鳥 獣名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25 年度</td> <td>岡崎市 豊田市</td> <td>千万町 大多賀</td> <td>285ha</td> <td>平成25年11 月1日より平 成28年10月 31日まで</td> <td>イノシ シ、ニホ ンジカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3箇所</td> <td>1,785ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟 区名称	指定 面積	指定期間	特定鳥 獣名	備考	平成25 年度	岡崎市 豊田市	千万町 大多賀	285ha	平成25年11 月1日より平 成28年10月 31日まで	イノシ シ、ニホ ンジカ		計		2箇所					合計		3箇所	1,785ha				<p>(2) 特例給料区指定計画 第7表「平成25年度」の欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>特例休猟区 指定所在地</th> <th>特例休猟 区名称</th> <th>指定 面積</th> <th>指定期間</th> <th>特定鳥 獣名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25 年度</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟 区名称	指定 面積	指定期間	特定鳥 獣名	備考	平成25 年度		箇所	ha				計							合計		箇所	ha			
年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟 区名称	指定 面積	指定期間	特定鳥 獣名	備考																																																				
平成25 年度	岡崎市 豊田市	千万町 大多賀	285ha	平成25年11 月1日より平 成28年10月 31日まで	イノシ シ、ニホ ンジカ																																																					
計		2箇所																																																								
合計		3箇所	1,785ha																																																							
年度	特例休猟区 指定所在地	特例休猟 区名称	指定 面積	指定期間	特定鳥 獣名	備考																																																				
平成25 年度		箇所	ha																																																							
計																																																										
合計		箇所	ha																																																							
第三4 (p. 13)	<p>(1) 方針 (略)</p> <p>さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥獣保護管理員等による調査、巡視等を行うものとする。</p>	<p>(1) 方針 (略)</p> <p>さらに、鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等の観点から、鳥獣保護員等による調査、巡視等を行うものとする。</p>																																																								

項目	新	旧																																																																																																																																																				
第四 2 (p. 14)	(1) 狩猟鳥獣 ① (略) ② 放鳥計画 第 10 表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">放鳥の地域</th> <th colspan="2">平成 24 年度</th> <th colspan="2">平成 25 年度</th> <th colspan="2">平成 26 年度</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キジ</td> <td>鳥獣保護区 休 猟 区</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>7</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>7</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>7</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">放鳥の地域</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">平成 28 年度</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キジ</td> <td>鳥獣保護区 休 猟 区</td> <td>9</td> <td>92</td> <td>9</td> <td>92</td> <td>45 0</td> <td>476 0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>92</td> <td>9</td> <td>92</td> <td>45</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>9</td> <td>92</td> <td>9</td> <td>92</td> <td>45</td> <td>476</td> </tr> </tbody> </table>	種名	放鳥の地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	10	100	10	100	7	92	計	10	100	10	100	7	92	合計		10	100	10	100	7	92	種名	放鳥の地域	平成 27 年度		平成 28 年度		計		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	9	92	9	92	45 0	476 0	計	9	92	9	92	45	476	合計		9	92	9	92	45	476	(1) 狩猟鳥獣 ① (略) ② 放鳥計画 第 10 表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">放鳥の地域</th> <th colspan="2">平成 24 年度</th> <th colspan="2">平成 25 年度</th> <th colspan="2">平成 26 年度</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キジ</td> <td>鳥獣保護区 休 猟 区</td> <td>8 2</td> <td>80 20</td> <td>8 2</td> <td>80 20</td> <td>10</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">放鳥の地域</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">平成 28 年度</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> <th>箇所</th> <th>羽数 (羽)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キジ</td> <td>鳥獣保護区 休 猟 区</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>46 4</td> <td>460 40</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	種名	放鳥の地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	8 2	80 20	8 2	80 20	10	100	計	10	100	10	100	10	100	合計		10	100	10	100	10	100	種名	放鳥の地域	平成 27 年度		平成 28 年度		計		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	10	100	10	100	46 4	460 40	計	10	100	10	100	50	500	合計		10	100	10	100	50	500
種名	放鳥の地域			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度																																																																																																																																														
		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)																																																																																																																																															
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	10	100	10	100	7	92																																																																																																																																															
	計	10	100	10	100	7	92																																																																																																																																															
合計		10	100	10	100	7	92																																																																																																																																															
種名	放鳥の地域	平成 27 年度		平成 28 年度		計																																																																																																																																																
		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)																																																																																																																																															
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	9	92	9	92	45 0	476 0																																																																																																																																															
	計	9	92	9	92	45	476																																																																																																																																															
合計		9	92	9	92	45	476																																																																																																																																															
種名	放鳥の地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度																																																																																																																																																
		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)																																																																																																																																															
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	8 2	80 20	8 2	80 20	10	100																																																																																																																																															
	計	10	100	10	100	10	100																																																																																																																																															
合計		10	100	10	100	10	100																																																																																																																																															
種名	放鳥の地域	平成 27 年度		平成 28 年度		計																																																																																																																																																
		箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)	箇所	羽数 (羽)																																																																																																																																															
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区	10	100	10	100	46 4	460 40																																																																																																																																															
	計	10	100	10	100	50	500																																																																																																																																															
合計		10	100	10	100	50	500																																																																																																																																															
第五 1 (p. 15)	(1) 許可しない場合の基本的な考え方 ①～③ (略) ④ 捕獲等又は採取等によって特定計画に係る鳥獣の管理に重大な支障	(1) 許可しない場合の基本的な考え方 ①～③ (略)																																																																																																																																																				

項目	新	旧
	<p data-bbox="302 256 705 288"><u>を及ぼすおそれがあるような場合</u></p> <p data-bbox="277 360 1151 501">⑤ 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合</p> <p data-bbox="277 576 1151 823">⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合</p> <p data-bbox="277 898 1151 1038">⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p data-bbox="277 1114 1151 1254"><u>⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</u></p>	<p data-bbox="1205 360 2078 501">④ 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合</p> <p data-bbox="1205 576 2078 823">⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合</p> <p data-bbox="1205 898 2078 1038">⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p>
第五1 (p. 16)	(4) 許可に当たっての条件の考え方 (略)	(4) 許可に当たっての条件の考え方 (略)

項目	新	旧
	<p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。</p> <p>また、特定計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。</p>	<p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。</p>
<p>第五1 (p.17)</p>	<p>(6) 捕獲実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>(6) 捕獲実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。</p> <p>② (略)</p>
<p>第五1 (p.17)</p>	<p>(7) 捕獲物又は採取物の処理等 (略)</p> <p>さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境学習等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で</p>	<p>(7) 捕獲物又は採取物の処理等 (略)</p> <p>さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境学習等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に</p>

項目	新	旧
	適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。 (略)	捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。 (略)
第五1 (p. 17)	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、希少鳥獣を錯誤捕獲した場合は、情報を収集するものとする。	(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 鳥獣の保護管理の適正な推進を図るうえで必要な資料を得るため、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、希少鳥獣を錯誤捕獲した場合は、情報を収集するものとする。
第五3 (p. 20)	(1) 捕獲の基本的な考え方 ① 有害鳥獣捕獲 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものであり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な保護管理を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。	(1) 捕獲の基本的な考え方 ① 有害鳥獣捕獲 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものであり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な保護管理を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。 (略)

項目	新	旧
	<p>(略)</p> <p>② 個体数調整</p> <p>個体数調整は、特定計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲であり、管理の適正化を図るため、特定計画の対象地域における特定鳥獣（カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）の捕獲は、原則として個体数調整のための捕獲とする。</p>	<p>② 個体数調整</p> <p>個体数調整は、特定計画に基づき個体数を調整するために実施する捕獲であり、保護管理の適正化を図るため、特定計画の対象地域における特定鳥獣（カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）の捕獲は、原則として個体数調整のための捕獲とする。</p>
<p>第五 3 (p. 20)</p> <p>(p. 21)</p>	<p>(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定</p> <p>① 許可の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> <p>② 許可基準</p> <p>第 1 2 表「許可対象者」の欄</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 法第 2 条第 6 項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、規則第 6 7 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する者</p> <p>4 (略)</p>	<p>(2) 有害鳥獣捕獲及び個体数調整についての許可基準の設定</p> <p>① 許可の基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> <p>② 許可基準</p> <p>第 1 2 表「許可対象者」の欄</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 法第 2 条第 2 項に規定する法定猟法による場合は、当該狩猟免許の取得者であり、かつ、規則第 6 7 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者</p> <p>4 (略)</p>

項目	新	旧
	<p>② 許可基準</p> <p>第12表「鳥獣の種類・数」の欄</p> <p>(注)第11次鳥獣保護管理事業計画 第一2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方で規定するものとする。</p> <p>② 許可基準</p> <p>第12表「許可の期間」の欄</p> <p>1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。</p> <p>ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合や、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>② 許可基準</p> <p>第12表「鳥獣の種類・数」の欄</p> <p>(注)第11次鳥獣保護事業計画 第一2 鳥獣の区分と保護管理の考え方で規定するものとする。</p> <p>② 許可基準</p> <p>第12表「許可の期間」の欄</p> <p>1 時期及び期間は、原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で必要かつ適切な期間とする。</p> <p>ただし、被害等の発生が予想される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するものとする。</p> <p>4～5 (略)</p>

項目	新	旧
(p. 22)	<p>③ (略)</p> <p>④ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項</p> <p>生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合には、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。</p>	<p>③ (略)</p>
(p. 22)	<p>⑤ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正化のための体制の整備等</p> <p>ア 捕獲隊の編成</p> <p>イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来 の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手と</p>	<p>④ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の適正化のための体制の整備等</p> <p>ア 捕獲隊の編成</p> <p>イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があること から、従来 の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の</p>

項目	新	旧																																																																																																																																																
	<p>して育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 予察捕獲</p> <p>(略)</p>	<p>担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 予察捕獲</p> <p>(略)</p>																																																																																																																																																
第六1 (p.32)	<p>(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画</p> <p>第16表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>計 (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">銃 猟</td> <td>箇所</td> <td>135</td> <td>箇所</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 211,827</td> <td>変動 面積</td> <td>ha 7,589</td> <td>10,885</td> <td>53,367</td> <td>58,611</td> <td>15,298</td> <td>145,750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">わ な 猟</td> <td>箇所</td> <td>2</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 7,636</td> <td>変動 面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合 計</td> <td>箇所</td> <td>136</td> <td>箇所</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 215,127</td> <td>変動 面積</td> <td>ha 7,589</td> <td>10,885</td> <td>53,367</td> <td>58,611</td> <td>15,298</td> <td>145,750</td> </tr> </tbody> </table>		既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)	銃 猟	箇所	135	箇所	14	11	20	22	16	83	面積	ha 211,827	変動 面積	ha 7,589	10,885	53,367	58,611	15,298	145,750	わ な 猟	箇所	2	箇所							面積	ha 7,636	変動 面積							合 計	箇所	136	箇所	14	11	20	22	16	83	面積	ha 215,127	変動 面積	ha 7,589	10,885	53,367	58,611	15,298	145,750	<p>(2) 特定猟具使用禁止区域の指定計画</p> <p>第16表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>計 (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">銃 猟</td> <td>箇所</td> <td>135</td> <td>箇所</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 211,827</td> <td>変動 面積</td> <td>ha 6,922</td> <td>10,945</td> <td>49,337</td> <td>60,426</td> <td>19,886</td> <td>142,981</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">わ な 猟</td> <td>箇所</td> <td>2</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 7,636</td> <td>変動 面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合 計</td> <td>箇所</td> <td>136</td> <td>箇所</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>ha 215,127</td> <td>変動 面積</td> <td>ha 6,922</td> <td>10,945</td> <td>49,337</td> <td>60,426</td> <td>19,886</td> <td>142,981</td> </tr> </tbody> </table>		既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)						24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)	銃 猟	箇所	135	箇所	13	11	19	24	17	84	面積	ha 211,827	変動 面積	ha 6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981	わ な 猟	箇所	2	箇所							面積	ha 7,636	変動 面積							合 計	箇所	136	箇所	13	11	19	24	17	84	面積	ha 215,127	変動 面積	ha 6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981
	既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)					本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)																																																																																																																																												
		24年度	25年度	26年度		27年度	28年度	計 (B)																																																																																																																																										
銃 猟	箇所	135	箇所	14	11	20	22	16	83																																																																																																																																									
	面積	ha 211,827	変動 面積	ha 7,589	10,885	53,367	58,611	15,298	145,750																																																																																																																																									
わ な 猟	箇所	2	箇所																																																																																																																																															
	面積	ha 7,636	変動 面積																																																																																																																																															
合 計	箇所	136	箇所	14	11	20	22	16	83																																																																																																																																									
	面積	ha 215,127	変動 面積	ha 7,589	10,885	53,367	58,611	15,298	145,750																																																																																																																																									
	既指定 特定猟具 使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域 (再指定も含む)																																																																																																																																															
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)																																																																																																																																										
銃 猟	箇所	135	箇所	13	11	19	24	17	84																																																																																																																																									
	面積	ha 211,827	変動 面積	ha 6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981																																																																																																																																									
わ な 猟	箇所	2	箇所																																																																																																																																															
	面積	ha 7,636	変動 面積																																																																																																																																															
合 計	箇所	136	箇所	13	11	19	24	17	84																																																																																																																																									
	面積	ha 215,127	変動 面積	ha 6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981																																																																																																																																									

項目	新							旧									
	本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域 (銃猟)							本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域 (銃猟)									
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)
銃猟	箇所	箇所	3	3	1			7	箇所	箇所							
	面積	変動面積	99	6	10			115	面積	変動面積							
わな猟	箇所	箇所							箇所	箇所							
	面積	変動面積							面積	変動面積							
合計	箇所	箇所	3	3	1			7	箇所	箇所							
	面積	変動面積	99	6	10			115	面積	変動面積							
	本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域							本計画期間に区域減少する 特定猟具使用禁止区域									
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)
銃猟	箇所				1			1	箇所								
	面積				114			114	面積								
わな猟	箇所								箇所								
	面積								面積								
合計	箇所				1			1	箇所								
	面積				114			114	面積								

項目		新						旧					
		本計画期間に解除または期間満了となる 特定猟具使用禁止区域						本計画期間に解除または期間満了となる 特定猟具使用禁止区域					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (E)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (E)
銃 猟	箇所	13	11	23	22	16	85	13	11	19	24	17	84
	面積 ha	6,922	10,945	52,977	58,611	15,298	144,753	6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981
わ な 猟	箇所												
	面積												
合 計	箇所	13	11	23	22	16	85	13	11	19	24	17	84
	面積 ha	6,922	10,945	52,977	58,611	15,298	144,753	6,922	10,945	49,337	60,426	19,886	142,981
		計画期間中の増減(減: △)注1		計画終了時の特定 猟具使用 禁止区域 注2									
銃 猟	箇所	△2		133									
	面積	998		ha 212,825									
わ な 猟	箇所	0		2									
	面積	0		ha 7,636									
合 計	箇所	0		134									
	面積	0		ha 216,125									
		注1 (略)											

		計画期間中の増減(減: △)注1		計画終了時の特定 猟具使用 禁止区域 注2	
銃 猟	箇所	0		135	
	面積	0		ha 211,827	
わ な 猟	箇所	0		2	
	面積	0		ha 7,636	
合 計	箇所	0		136	
	面積	0		ha 215,127	
		注1 (略)			

項目	新	旧																																																																																																																			
(p. 33)	<p>注2 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)。 なお、銃猟とわな猟が重複する使用禁止区域が1箇所あるため、箇所数の合計は134、面積の合計は216,125haとなる。</p> <p>①特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定内訳 第17表「平成24年度」の欄</p> <table border="1" data-bbox="300 783 1115 1353"> <thead> <tr> <th>特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地</th> <th>特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称</th> <th>指定面積</th> <th>指定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸田町</td> <td>大草</td> <td>110 ha</td> <td>10年</td> <td>再指定</td> </tr> <tr> <td>豊田市、設楽町</td> <td>設楽稲武</td> <td>81 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>弥富市、愛西市</td> <td>海部南部</td> <td>2,251 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>勘八</td> <td>700 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>矢作ダム</td> <td>210 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>設楽町</td> <td>段戸</td> <td>800 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>大口町</td> <td>大口町</td> <td>1,358 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>小原中部</td> <td>41 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>乙部</td> <td>446 ha</td> <td>〃</td> <td>減少 (再指定)</td> </tr> <tr> <td>新城市</td> <td>桜淵公園</td> <td>200 ha</td> <td>〃</td> <td>再指定</td> </tr> </tbody> </table>	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考	幸田町	大草	110 ha	10年	再指定	豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	〃	〃	弥富市、愛西市	海部南部	2,251 ha	〃	〃	豊田市	勘八	700 ha	〃	〃	豊田市	矢作ダム	210 ha	〃	〃	設楽町	段戸	800 ha	〃	〃	大口町	大口町	1,358 ha	〃	〃	豊田市	小原中部	41 ha	〃	〃	豊田市	乙部	446 ha	〃	減少 (再指定)	新城市	桜淵公園	200 ha	〃	再指定	<p>注2 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)。 なお、銃猟とわな猟が重複する使用禁止区域が1箇所あるため、箇所数の合計は136、面積の合計は215,127haとなる。</p> <p>①特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定内訳 第17表「平成24年度」の欄</p> <table border="1" data-bbox="1202 783 2018 1391"> <thead> <tr> <th>特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地</th> <th>特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称</th> <th>指定面積</th> <th>指定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸田町</td> <td>大草</td> <td>110 ha</td> <td>10年</td> <td>再指定</td> </tr> <tr> <td>豊田市、設楽町</td> <td>設楽稲武</td> <td>81 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>弥富市、愛西市</td> <td>海部南部</td> <td>2,251 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>勘八</td> <td>700 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>矢作ダム</td> <td>210 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>設楽町</td> <td>段戸</td> <td>800 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>大口町</td> <td>大口町</td> <td>1,358 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>小原中部</td> <td>41 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>乙部</td> <td>459 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新城市</td> <td>桜淵公園</td> <td>200 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>豊橋市</td> <td>明海</td> <td>665 ha</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考	幸田町	大草	110 ha	10年	再指定	豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	〃	〃	弥富市、愛西市	海部南部	2,251 ha	〃	〃	豊田市	勘八	700 ha	〃	〃	豊田市	矢作ダム	210 ha	〃	〃	設楽町	段戸	800 ha	〃	〃	大口町	大口町	1,358 ha	〃	〃	豊田市	小原中部	41 ha	〃	〃	豊田市	乙部	459 ha	〃	〃	新城市	桜淵公園	200 ha	〃	〃	豊橋市	明海	665 ha	〃	〃
	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考																																																																																																																
幸田町	大草	110 ha	10年	再指定																																																																																																																	
豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	〃	〃																																																																																																																	
弥富市、愛西市	海部南部	2,251 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	勘八	700 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	矢作ダム	210 ha	〃	〃																																																																																																																	
設楽町	段戸	800 ha	〃	〃																																																																																																																	
大口町	大口町	1,358 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	小原中部	41 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	乙部	446 ha	〃	減少 (再指定)																																																																																																																	
新城市	桜淵公園	200 ha	〃	再指定																																																																																																																	
特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考																																																																																																																	
幸田町	大草	110 ha	10年	再指定																																																																																																																	
豊田市、設楽町	設楽稲武	81 ha	〃	〃																																																																																																																	
弥富市、愛西市	海部南部	2,251 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	勘八	700 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	矢作ダム	210 ha	〃	〃																																																																																																																	
設楽町	段戸	800 ha	〃	〃																																																																																																																	
大口町	大口町	1,358 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	小原中部	41 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊田市	乙部	459 ha	〃	〃																																																																																																																	
新城市	桜淵公園	200 ha	〃	〃																																																																																																																	
豊橋市	明海	665 ha	〃	〃																																																																																																																	

項目	新					旧				
	豊橋市	明海	675 ha	〃	拡大 (再指定)	岡崎市	岡崎福岡	9 ha	〃	〃
	岡崎市	岡崎福岡	9 ha	〃	再指定	新城市	大野田	38 ha	〃	〃
	新城市	大野田	38 ha	〃	〃	計	13箇所	6,922 ha		
	豊田市	豊田・岡崎地区研究 開発施設用地	670 ha	〃	指定					
	常滑市	常滑	+28 ha	5年	拡大(変更)					
	東浦町	東浦町	+13 ha	〃	〃					
	常滑市	常滑東部	+58 ha	6年	〃					
	計	17箇所	7,688 ha							
(p. 33)	第17表「平成25年度(1/2)」の欄					第17表「平成25年度(1/2)」の欄				
	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定 期間	備 考	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)指定 所在地	特定猟具使用禁止 区域(銃猟)名称	指定面積	指定 期間	備 考
	豊明市	豊明市	2,236 ha	10年	再指定	豊明市	豊明市	2,236 ha	10年	再指定
	尾張旭市	尾張旭市	1,030 ha	〃	〃	尾張旭市	尾張旭市	1,030 ha	〃	〃
	岡崎市	岡崎	730 ha	〃	減少	岡崎市	岡崎	790 ha	〃	〃
	豊橋市	正宗寺	94 ha	〃	再指定	豊橋市	正宗寺	94 ha	〃	〃
	豊橋市、豊川市	豊橋刈エンターリング*	540 ha	〃	〃	豊橋市、豊川市	豊橋刈エンターリング*	540 ha	〃	〃
	知多市	金沢	614 ha	〃	〃	知多市	金沢	614 ha	〃	〃
	新城市	新城市豊栄	180 ha	〃	〃	新城市	新城市豊栄	180 ha	〃	〃
	豊田市	石野	260 ha	〃	〃	豊田市	石野	260 ha	〃	〃
(p. 34)	第17表「平成25年度(2/2)」の欄					第17表「平成25年度(2/2)」の欄				

項目	新					旧				
	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考
	日進市、東郷町	日進東郷	5,049 ha	10年	再指定	日進市、東郷町	日進東郷	5,049 ha	10年	再指定
	南知多町	南知多北部	43 ha	〃	〃	南知多町	南知多北部	43 ha	〃	〃
	豊橋市	牟呂・吉田方	109 ha	〃	〃	豊橋市	牟呂・吉田方	109 ha	〃	〃
	安城市	安城	+2 ha	6年	拡大(変更)					
	豊田市	猿投	+1 ha	8年	〃					
	幸田町	大草	+3 ha	9年	〃					
	計	14箇所	10,891 ha			計	11箇所	10,945 ha		

第17表「平成26年度 (1/2)」の欄

特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考
名古屋市	名古屋	35,490 ha	10年	再指定
知多市	佐布里	646 ha	〃	〃
武豊町、美浜町、常滑市	武豊	1,301 ha	〃	〃
豊田市	矢並地区	23 ha	〃	〃
豊田市	藤岡南部	460 ha	〃	〃
岡崎市、幸田町	岡崎幸田	1,240 ha	〃	〃
西尾市	西尾吉良	1,250 ha	〃	〃
あま市	あま市	2,759 ha	〃	拡大(再指定)
岡崎市	岡崎岩津	920 ha	〃	再指定

第17表「平成26年度」の欄

特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考
名古屋市	名古屋	35,490 ha	10年	再指定
知多市	佐布里	646 ha	〃	〃
武豊町、美浜町、常滑市	武豊	1,301 ha	〃	〃
豊田市	矢並地区	23 ha	〃	〃
豊田市	藤岡南部	460 ha	〃	〃
岡崎市、幸田町	岡崎幸田	1,240 ha	〃	〃
西尾市	西尾吉良	1,250 ha	〃	〃
あま市	甚目寺	933 ha	〃	〃
岡崎市	岡崎岩津	920 ha	〃	〃

項目	新					旧				
		豊橋市	牛川・下条	1,110 ha	〃	〃	豊橋市	牛川・下条	1,110 ha	〃
	江南市	江南市	3,017 ha	〃	〃	江南市	江南市	3,017 ha	〃	〃
	蒲郡市	蒲郡海岸線	1,109 ha	〃	〃	蒲郡市	蒲郡海岸線	1,109 ha	〃	〃
	弥富市	弥富北部	941 ha	〃	〃	弥富市	弥富北部	941 ha	〃	〃
	美浜町	布土	54 ha	〃	〃	美浜町	布土	54 ha	〃	〃
	西尾市	西尾南部	239 ha	〃	〃	西尾市	西尾南部	239 ha	〃	〃
	碧南市	衣浦港外港	47 ha	〃	〃	碧南市	衣浦港外港	47 ha	〃	〃
	新城市	新城保全林	208 ha	〃	拡大 (再指定)	新城市	新城保全林	158 ha	〃	〃
	新城市	川田	109 ha	〃	再指定	新城市	川田	109 ha	〃	〃
						豊川市	御津海岸線	290 ha	〃	〃
						計		19箇所 49,337 ha		
(p. 35)	第17表「平成26年度(2/2)」の欄					第17表「平成27年度」の欄				
	特定猟具使用禁止区域(銃猟)指定所在地	特定猟具使用禁止区域(銃猟)名称	指定面積	指定期間	備考					
	豊川市	御津海岸線	290 ha	〃	〃					
	長久手市	長久手市	2,154 ha	〃	指定					
	知多市	金沢	△114 ha	9年	減少(変更)					
	犬山市	犬山	+10 ha	1年	拡大(変更)					
	あま市	美和町	△992 ha		解除					
	あま市	七宝町	△833 ha		解除					
	長久手市	長久手熊張	△53 ha		解除					
	長久手市	長久手	△1,762 ha		解除					
	計	26箇所	49,623 ha							
	第17表「平成27年度」の欄					第17表「平成27年度」の欄				

項目	新					旧				
	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考
(p. 36)	愛西市	愛西市	6,664 ha	10年	再指定	愛西市	愛西市	6,664 ha	10年	再指定
	小牧市	小牧	4,170 ha	〃	〃	小牧市	小牧	4,170 ha	〃	〃
	春日井市	春日井	8,446 ha	〃	〃	春日井市	春日井	8,446 ha	〃	〃
	犬山市	犬山	6,314 ha	〃	〃	犬山市	犬山	6,304 ha	〃	〃
	みよし市	三好町	3,014 ha	〃	〃	みよし市	三好町	3,014 ha	〃	〃
	豊山町	豊山町	619 ha	〃	〃	豊山町	豊山町	619 ha	〃	〃
	一宮市	一宮市	11,391 ha	〃	〃	一宮市	一宮市	11,391 ha	〃	〃
	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	〃	〃	北名古屋市	北名古屋	1,837 ha	〃	〃
	豊川市	音羽町	2,430 ha	〃	〃	豊川市	音羽町	2,430 ha	〃	〃
	扶桑町	扶桑町	739 ha	〃	〃	扶桑町	扶桑町	739 ha	〃	〃
	碧南市、西尾市	西尾碧南	760 ha	〃	〃	碧南市、西尾市	西尾碧南	760 ha	〃	〃
	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	〃	〃	稲沢市	稲沢市	7,930 ha	〃	〃
	岡崎市	大重	210 ha	〃	〃	岡崎市	大重	210 ha	〃	〃
	豊橋市、田原市	田原	1,190 ha	〃	〃	豊橋市、田原市	田原	1,190 ha	〃	〃
	田原市	芦ヶ池	172 ha	〃	〃	田原市	芦ヶ池	172 ha	〃	〃
	豊田市	豊田市王滝溪谷	267 ha	〃	再指定	あま市	美和町	992 ha	〃	H26解除
	豊田市	浅谷	100 ha	〃	〃	豊田市	豊田市王滝溪谷	267 ha	〃	再指定
	豊田市	大沼	510 ha	〃	〃	豊田市	浅谷	100 ha	〃	〃
	豊田市	大沼南	26 ha	〃	再指定	豊田市	大沼	510 ha	〃	〃
	清須市	春日町	401 ha	〃	〃	あま市	七宝町	833 ha	〃	H26解除
	清須市	清須市	1,332 ha	〃	〃	豊田市	大沼南	26 ha	〃	再指定
	田原市	田原市神戸町	89 ha	〃	〃	清須市	春日町	401 ha	〃	〃
	計	22箇所	58,611 ha			清須市	清須市	1,332 ha	〃	〃
						田原市	田原市神戸町	89 ha	〃	〃

項目	新					旧				
	(p. 37)	第17表「平成28年度」の欄					第17表「平成28年度」の欄			
特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地		特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域（銃猟）指定所在地	特定猟具使用禁止区域（銃猟）名称	指定面積	指定期間	備考
	岡崎市	額田峰	200 ha	10年	再指定	岡崎市	額田峰	200 ha	10年	再指定
	刈谷市、知立市、豊田市	刈谷豊田	1,200 ha	〃	〃	刈谷市、知立市、豊田市	刈谷豊田	1,200 ha	〃	〃
	知立市、刈谷市、安城市、豊田市	知立	1,940 ha	〃	〃	知立市、刈谷市、安城市、豊田市	知立	1,940 ha	〃	〃
	刈谷市、安城市、知立市	刈谷	4,067 ha	〃	〃	刈谷市、安城市、知立市	刈谷	4,067 ha	〃	〃
	蟹江町	蟹江町	1,110 ha	〃	〃	蟹江町	蟹江町	1,110 ha	〃	〃
	豊田市	東萩平	152 ha	〃	〃	豊田市	東萩平	152 ha	〃	〃
	豊川市	豊川	4,500 ha	〃	〃	豊川市	豊川	4,500 ha	〃	〃
	岡崎市	北山	264 ha	〃	〃	岡崎市	北山	264 ha	〃	〃
	岡崎市	藤川	620 ha	〃	〃	岡崎市	藤川	620 ha	〃	〃
	豊橋市	豊橋市岩崎	19 ha	〃	〃	豊橋市	豊橋市岩崎	19 ha	〃	〃
	田原市	赤羽根	290 ha	〃	〃	田原市	赤羽根	290 ha	〃	〃
	豊川市	東上	26 ha	〃	再指定	豊川市	東上	26 ha	〃	再指定
	豊田市	藤岡深見	40 ha	〃	〃	豊田市	藤岡深見	40 ha	〃	〃
	新城市	布里	15 ha	〃	〃	新城市	布里	15 ha	〃	〃
	豊川市	佐脇浜	341 ha	〃	〃	豊川市	佐脇浜	341 ha	〃	〃
	南知多町	南知多東部	514 ha	〃	〃	南知多町	南知多東部	514 ha	〃	〃
						計	24箇所	60,426 ha		

項目	新				旧				
		計	16箇所	15,298 ha					
	合計	95箇所	142,111 ha						
					南知多町	南知多東部	514 ha	〃	〃
					計	17箇所	15,351 ha		
					合計	84箇所	142,981 ha		
第七1 (p. 38)	第七 特定計画の作成に関する事項 1 特定計画の作成に関する方針 (1) 特定計画の作成 ① 計画作成の目的 特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。	第七 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針 (1) 特定鳥獣保護管理計画の作成 ① 計画作成の目的 特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期的にわたる安定的な維持を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。							

項目	新	旧
(p. 39)	<p>ア 特定鳥獣保護管理連絡協議会</p> <p>行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（環境部、農林水産部、教育委員会）及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について協議・調整等を行う組織。</p> <p>イ 特定鳥獣保護管理検討会</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>② 対象鳥獣</p> <p>計画の対象とする鳥獣は、<u>生息数の著しい増加又は生息域の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等</u>であって、<u>生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる</u>必要があると認められるものとする。</p>	<p>ア 特定鳥獣保護管理連絡協議会</p> <p>行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（環境部、農林水産部、教育委員会）及び市町村等からなり、特定<u>鳥獣保護管理</u>計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について協議・調整等を行う組織。</p> <p>イ 特定鳥獣保護管理検討会</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定<u>鳥獣保護管理</u>計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>② 対象鳥獣</p> <p>計画の対象とする鳥獣は、<u>個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣</u>であって、<u>長期的な</u>観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。</p>

項目	新	旧
(p. 40)	<p>なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて特定計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣についてこれまでに引き続き特定計画を作成し、管理を実施するものとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 管理の目標</p> <p>管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。管理の目標としては、当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、<u>生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標</u>を設定するものとする。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を</p>	<p>なお、本県では現在、個体数が増加及び分布域の拡大により農林業被害が深刻化しているカモシカ、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカについて特定計画を策定している。本計画期間内においても、これらの鳥獣についてこれまでに引き続き特定計画を作成し、<u>保護</u>管理を実施するものとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>保護</u>管理の目標</p> <p><u>保護</u>管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な<u>保護</u>管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。<u>保護</u>管理の目標としては、当該地域個体群の<u>個体数</u>、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を</p>

項目	新	旧
	<p>行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。</p> <p>また、設定された目標については、管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>⑥ 管理事業</p> <p>計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。</p> <p>また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。</p> <p>⑦ 個体群管理</p> <p>地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等の考え方を計画</p>	<p>行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。</p> <p>また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。</p> <p>⑥ 保護管理事業</p> <p>計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。</p> <p>また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。</p> <p>⑦ 個体数管理</p> <p>地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理を行うものとする。個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲</p>

項目	新	旧
(p. 41)	<p>において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じる。なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。</p> <p>⑧ 生息環境管理</p> <p>当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。また、特に生息環境として重要な地域については、必要に応じて鳥獣保護区又は鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。</p> <p>⑨ 被害防除対策</p> <p>被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、ま</p>	<p>等の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じる。なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合であっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。</p> <p>⑧ 生息環境管理</p> <p>当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。また、特に生息環境として重要な地域については、必要に応じて鳥獣保護区又は鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。</p> <p>⑨ 被害防除対策</p> <p>被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、ま</p>

項目	新	旧
	<p>た、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。</p> <p>⑩ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</p> <p>法第7条の2第5項に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法及び実施結果の把握と評価、事業の実施者等を定めるものとする。</p> <p>指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及び将来予測等）、当該鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、特定計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとす</p>	<p>た、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。</p>

項目	新	旧
	<p>る。</p> <p>実施期間については、原則として特定計画の計画期間内で定めるものとし、原則として1年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の事情等に応じて適切な期間で設定するものとする。</p> <p>実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるものとする。</p> <p>事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、特定計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。</p> <p>事業の実施方法及び実施結果の把握と評価については、特定計画と整合を図るよう留意し、実施の時期や方法を簡潔に定めるものとする。</p>	
<p>第七1 (p. 41)</p>	<p>(2) 計画の記載項目及び様式</p> <p>計画に記載する項目は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 管理すべき鳥獣の種類 3 (略) 4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 	<p>(2) 計画の記載項目及び様式</p> <p>計画に記載する項目は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 保護管理すべき鳥獣の種類 3 (略) 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域

項目	新	旧
(p. 42)	<p>5 特定鳥獣の管理の目標 (1)～(3) (略)</p> <p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項 (指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項 (略)</p>	<p>5 特定鳥獣の保護管理の目標 (1)～(3) (略)</p> <p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項 (略)</p>
第七1 (p. 42)	<p>(3) 計画の作成及び実行手続</p> <p>適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。</p> <p>① 関係地方公共団体との協議</p> <p>県の行政界を越えて分布する地域個体群の管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項(第7条の2第3項において準用する場合を含む。)に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村(教育委員会を含む。)と協議するものとする。</p> <p>なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定し</p>	<p>(3) 計画の作成及び実行手続</p> <p>適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。</p> <p>① 関係地方公共団体との協議</p> <p>県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する県(教育委員会を含む。)と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村(教育委員会を含む。)と協議するものとする。</p>

項目	新	旧
(p. 43)	<p>ている場合にあつては、特定計画の作成段階から、愛知県公安委員会との情報共有を行うものとする。</p> <p>② 聴聞手続き等 法第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、利害関係人から意見を聴取する場合には計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体、または、被害を受けている地域社会等から聴取するよう留意するものとする。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>⑤ 実施計画に基づく管理の推進 実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。</p> <p>⑥ モニタリング</p>	<p>② 聴聞手続き等 法第7条第5項の規定に基づき、利害関係人から意見を聴取する場合には計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体、または、被害を受けている地域社会等から聴取するよう留意するものとする。</p> <p>③～④ （略）</p> <p>⑤ 実施計画に基づく保護管理の推進 実施計画に基づき、県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。</p> <p>⑥ モニタリング</p>

項目	新	旧
	<p>特定鳥獣の生息動向、生息環境、被害等の程度等のうち、計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合には、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。</p>	<p>特定鳥獣の生息動向、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合には、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接県の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。</p>
<p>第七1 (p. 43)</p>	<p>(4) 計画の見直し</p> <p>計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。</p>	<p>(4) 計画の見直し</p> <p>計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。</p>
<p>第七1 (p. 43)</p>	<p>(5) 計画の実行体制の整備</p> <p>管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るものとする。また、鳥獣の管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。</p>	<p>(5) 計画の実行体制の整備</p> <p>保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るものとする。また、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣の保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。</p>

項目	新	旧
	<p>特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、適切かつ効果的に事業を実施するため、鳥獣の管理に関する専門的職員の配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。</p>	
<p>第七2 (p. 44)</p>	<p>2 特定計画に基づく管理事業の流れ</p> <p>適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行うため、右図の手順で特定計画及び実施計画を作成する。</p> <p>さらに、実施計画に基づく管理事業を実行し、毎年度モニタリングにより特定計画及び実施計画の順応的な見直しを行うものとする。</p> <p>図表「市町村による実施計画の策定及び実施」中 「実施計画に基づく管理事業の実行」</p>	<p>2 特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理事業の流れ</p> <p>適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行うため、右図の手順で特定計画及び実施計画を作成する。</p> <p>さらに、実施計画に基づく保護管理事業を実行し、毎年度モニタリングにより特定計画及び実施計画の順応的な見直しを行うものとする。</p> <p>図表「市町村による実施計画の策定及び実施」中 「実施計画に基づく保護管理事業の実行」</p>
<p>第八1 (p. 45)</p>	<p>1 基本方針</p> <p>鳥獣保護管理行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者や鳥獣保護団体等と連携しつつ、各種生息調査を実施するとともに資料の収集を行い、整理分析を行うものとする。</p> <p>なお、広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕</p>	<p>1 基本方針</p> <p>鳥獣保護行政を適正に推進するための基礎資料を得るため、研究者や鳥獣保護団体等と連携しつつ、各種生息調査を実施するとともに資料の収集を行い、整理分析を行うものとする。</p> <p>なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場</p>

項目	新	旧
	<p>獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用をすすめるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用をすすめるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第八 3 (p. 46)</p>	<p>(2) 狩猟鳥獣生息調査</p> <p>① 調査の概要</p> <p>(略)</p> <p>イノシシ、ニホンジカは、特にその保護及び管理に留意すべき鳥獣であり、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p>	<p>(2) 狩猟鳥獣生息調査</p> <p>① 調査の概要</p> <p>(略)</p> <p>イノシシ、ニホンジカは、特にその保護管理に留意すべき鳥獣であり、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日、捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p>
<p>第八 4 (p. 48)</p>	<p>(1) 方針</p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす有害鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣等の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、有害鳥獣等の分布等のうち、被害対策技術の開発のために必要な項目を調査し、被害対策技術の開発に役立てるものとする。</p> <p>なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ</p>	<p>(1) 方針</p> <p>鳥獣害等を及ぼす有害鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣等の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、有害鳥獣等の分布等について調査し、被害対策に役立てるものとする。</p> <p>なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。</p>

項目	新	旧
	鳥獣保護管理員においてもその把握に努めるものとする。	
第九 (p. 49)	鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
第九 1 (p. 49)	<p>(1) 方針</p> <p>鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないようにする。なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣の保護及び管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。</p>	<p>(1) 方針</p> <p>鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。</p>
第九 1 (p. 49)	<p>(2) 設置計画</p> <p>第 2 5 表「備考」の欄</p> <p>業務分担</p> <p>(本庁)</p> <p>1 鳥獣保護管理事業計画等を作成すること</p>	<p>(2) 設置計画</p> <p>第 2 5 表「備考」の欄</p> <p>業務分担</p> <p>(本庁)</p> <p>1 鳥獣保護事業計画等を作成すること</p>

項目	新	旧
	2～4 (略) (地方機関) 1 鳥獣保護管理事業計画等を実施すること 2～7 (略)	2～4 (略) (地方機関) 1 鳥獣保護事業計画等を実施すること 2～7 (略)
第九 2 (p. 50)	2 鳥獣保護管理員 (1) 方針 鳥獣保護管理員は第 10 次鳥獣保護事業計画と同数の 52 名を配置し、事務所毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟の実施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定するものとする。	2 鳥獣保護員 (1) 方針 鳥獣保護員は第 10 次鳥獣保護事業計画と同数の 52 名を配置し、事務所毎の配置数は、市町村数、区域面積、鳥獣保護区・休猟区数及び狩猟の実施状況並びに鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して決定するものとする。
第九 2 (p. 51)	(4) 研修計画 第 29 表「名称」の欄 鳥獣保護管理員全体研修 鳥獣保護管理員地区研修 第 29 表「規模」の欄 県内鳥獣保護管理員 各事務所鳥獣保護管理員	(4) 研修計画 第 29 表「名称」の欄 鳥獣保護員全体研修 鳥獣保護員地区研修 第 29 表「規模」の欄 県内鳥獣保護員 各事務所鳥獣保護員
第九 3	3 保護及び管理の担い手の育成	3 保護管理の担い手の育成

項目	新	旧
(p. 51)	<p>(1) 方針</p> <p>県内の特に三河地方の中山間地域においては、特定鳥獣等による鳥獣害が多く発生し、鳥獣の保護及び管理の強化が求められている。</p> <p>保護及び管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護及び管理の専門知識を有する者は少ない。また個体群調整の担い手である狩猟者は現在年々減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。</p> <p>狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回実施するとともに、(一社)愛知県猟友会と協力して狩猟についての広報活動を検討するものとする。また狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免許更新検査時に保護及び管理に関する講習会を実施し、狩猟者に対して保護及び管理の重要性の周知を図る。</p>	<p>(1) 方針</p> <p>県内の特に三河地方の中山間地域においては、特定鳥獣等による鳥獣害が多く発生し、鳥獣の保護管理の強化が求められている。</p> <p>保護管理を担う地方自治体職員は異動が多く、鳥獣の保護管理の専門知識を有する者は少ない。また個体数調整の担い手である狩猟者は現在年々減少しており、高齢化も進んでいる。このような状況を踏まえて、地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。</p> <p>狩猟者の増加を図るため、県としては狩猟免許試験を年2回実施するとともに、(社)愛知県猟友会と協力して狩猟についての広報活動を検討するものとする。また狩猟者への保護管理思想の普及啓発のため、狩猟免許更新検査時に保護管理に関する講習会を実施し、狩猟者に対して保護管理の重要性の周知を図る。</p>
第九3 (p. 51)	<p>(2) 研修等の計画</p> <p>第30表「内容・目的」の欄</p> <p>鳥獣の保護及び管理について</p>	<p>(2) 研修等の計画</p> <p>第30表「内容・目的」の欄</p> <p>鳥獣の保護管理について</p>
第九4 (p. 52)	<p>(1) 方針</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>(1) 方針</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p>

項目	新	旧
	<p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備するものとする。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>	<p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>
第九 5 (p. 53)	<p>5 必要な財源の確保</p> <p>鳥獣保護管理事業の財源として、県においては、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。</p>	<p>5 必要な財源の確保</p> <p>鳥獣保護事業の財源として、県においては、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。</p>
第九 6 (p. 53)	<p>(2) 地域的な連携</p> <p>鳥獣保護区の指定・整備・保全、有害鳥獣捕獲、特定計画及び実施計画の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護管理事業の普及啓発、鳥獣保護管理事業に係る人材の育成等、鳥獣保護管理事業の実施に際し、地域的な連携を図りながら推進するものとする。</p>	<p>(2) 地域的な連携</p> <p>鳥獣保護区の指定・整備・保全、有害鳥獣捕獲、特定計画及び実施計画の推進、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、鳥獣保護管理事業に係る人材の育成等、鳥獣保護事業の実施に際し、地域的な連携を図りながら推進するものとする。</p>
第十 6 (p. 58)	<p>(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 鳥獣の保護管理についての普及啓発</p> <p>(略)</p>
第十 6 (p. 59)	<p>(5) 鳥類保護センター</p> <p>傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うとともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護及び管理の拠点とするため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成のため施設の充実に努めるものとする。</p>	<p>(5) 鳥類保護センター</p> <p>傷病鳥の保護及び野鳥観察等を通し鳥類保護思想の普及啓発を行うとともに、野生鳥類の生息地を保全し、調査研究や保護管理の拠点とするため、引き続き弥富野鳥園を鳥類保護センターに位置づけ、設置目的達成のため施設の充実に努めるものとする。</p>
第十 7	<p>(1) 方針</p>	<p>(1) 方針</p>

項目	新	旧
(p. 60)	<p>(略)</p> <p>こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護及び管理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供していくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>こうした取組みの一環として、生物多様性の保全、鳥獣の適切な保護管理、狩猟の役割等に関連する環境学習の機会を創出し、情報を提供していくものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第十 8</p> <p>(p. 61)</p>	<p>(2) 年間計画</p> <p>第 3 8 表「実施内容」の欄</p> <p>第 11 次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>特定計画及びその進捗状況</p>	<p>(2) 年間計画</p> <p>第 3 8 表「実施内容」の欄</p> <p>第 11 次鳥獣保護事業計画書</p> <p>特定鳥獣保護管理計画及びその進捗状況</p>